

TOPICS
-2-

トピックス…②

平成20年度計画生産数量は

1.4%増の787万7,028ト

中央酪農会議は2月7日の理事会で、平成20年度の計画生産対策を正式決定した。計画生産目標数量(閏年修正後)は787万7,028トで前年度計画生産目標数量対比1.4%増となり、3年ぶりの「増産型」となった。

● 計画数量、北海道384万ト、都府県404万ト

中酪は理事会で、20年度の生乳計画生産目標数量(閏年修正後)を787万7,028ト、前年度計画生産目標数量対比1.4%増と決定し、各指定団体に配分した。20年度の計画生産目標数量は、すでに「北海道は前年比103%、都府県は100%」の方針が決定していることから、北海道への配分は384万1,532トで3.0%増、都府県は前年並みの403万5,496トとなる。計画生産数量が「増産型」となるのは17年度以来3年ぶり。

計画生産目標数量の内訳は、①日本酪農乳業協会の20年度の生乳需要予測数量(チーズ向け、特別対策数量除く)にインサイダー率(96.872%)を乗じた「販売基準数量」が711万7,444ト、②輸入調製品との置き換えを継続する場合に配分する「特別対策継続数量」が8万7,800ト、③「チーズ・全乳哺育向け生乳販売計画数量」が51万8,171ト、④計画生産目標数量から①～③の数量を差し引いた数量に配分される「調整乳数量」が15万3,613トとなっている。

また、計画生産目標数量を未達、超過した場合のペナルティーも決めた。指定団体が計画生産数量を未達、超過した場合、21年度の販売基準数量から当該数量を削減するほか、超過については1キロ当たり40円(19年度50円)を徴収する金銭ペナルティーを導入する。

ただし、未達、超過ペナルティーの対象外(アローワンス)としては、未達については①販売基準数量及び調整乳の合計数量の0.5%以内の未達数量(供給目標数量が25万トを下回る指定団体は1%以内の未達数量)、②災害などで生産が減少した数量とする。超過については、①販売基準数量及び調整乳数量の合計数量の1%以内の超過数量、②需要期(9月～11月)の期間中に一定水準を超えた実績数量とする。

● 調整乳と牛乳消費減に備えたとも補償を導入

さらに、20年度の計画生産対策では、各指定団体に配分した計画生産目標数量と、販売基準数量等(販売基準数量+チーズ向け・全乳哺育向け生乳販売計画数量+特別対策継続数量)の差が生じた場合、その差を「調整乳数量」として指定団体に配分することを決めた。ただ、調整乳数量の配分については、調整乳を無理に販売することで加工向け生乳が増加する地域が偏在する心配があることから、販売基準数量枠内で販売する生乳の取引に悪影響を与えないよう対応する必要がある。

このため、調整乳数量は、販売基準数量に係る生乳取引への悪影響を防止しつつ、輸送費用の取引コストが最適化されるよう指定団体と全国連が連携して販売を行う方向で検討を進めている。また、調整乳数量に係る取引で加工向け数量が増加し、プール乳価が予想以上に上昇しないことも想定されるため、平成20年度の新規事業として創設された「広域指定団体新規需要開発支援事業」も活用しつつ、計画的な取引を推進するほか、全国連再委託で取引された調整乳数量は、原則として乳代と経費の平準化を進める予定。

また、調整乳に係る対応とは別に、4月からの牛乳価格の値上げで消費量が減少した場合に備えた新たな「とも補償対策」が、20年度の新規事業「生乳計画生産円滑化支援事業」で支援される。具体的には、①19年度の飲用向け販売実績数量に20年度当初の牛乳生産予測数量の比率を乗じた数量を「基準数量」とする、②基準数量から平均減少率以内の減少分にはキロ10円、平均減少率を超える減少分にはキロ20円を基金(国が飲用向けキロ30銭、生産者が10銭を拠出)から補てんするとしている。

このほか、理事会では、20年度の計画生産対策の議論で浮上した中期計画生産対策の実施について、20年度上期を中途に一定の方向性をまとめる方針を決めた。